

# 新型教育ローン

2023年3月1日現在

1. 商品名	新型教育ローン
2. ご利用いただける方	<p>当金庫の営業地域内に居住あるいは勤務（営業）し、「日本国籍を有する者」、または在留資格が「永住者」「特別永住者」である方で、以下の条件を全て満たす方</p> <p>① 年齢が満18歳以上65歳以下で、最終返済時の年齢が満75歳以下の方</p> <p>② 安定継続した収入のある方</p> <p>③ 株式会社ジャックスの保証が得られる方</p> <p>④ 借換えを含む場合は当該ローンの支払で直近6ヶ月間に返済遅延がない方</p> <p>⑤ 反社会的勢力に該当しない方</p> <p>※ 「WEB完結型」では上記に加え、申込み時に当金庫で普通預金口座をお持ちであることが条件となります。</p>
3. お使いみち	<p>お申込人のご子弟にかかる次の資金</p> <p>① 入学・在学中に必要な教育資金 ※ 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等</p> <p>② 支払済み教育資金 ※ 申込受付前3ヶ月以内に支払いしたもの</p> <p>③ 教育ローンの借換え資金</p> <p>④ 海外留学費用</p>
4. ご融資形式	証書貸付
5. ご融資金額	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） 但し、借換え資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
6. ご契約期間	6ヶ月以上16年10ヶ月以内
7. ご融資利率	<p>固定金利型とし、当金庫所定の利率を適用します。</p> <p>・ 最新のご融資利率については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせいただくか、またはホームページをご覧ください。</p>
8. ご返済方法	<p>毎月元利均等返済</p> <p>・ 元金返済の据置期間は卒業予定月までとなります。</p> <p>・ お借入金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用も可能です。</p>
9. ご返済額	当金庫の本支店窓口やホームページでご返済額の試算ができます。
10. 保証人・担保	株式会社ジャックスが保証しますので必要ありません。
11. 保証料	株式会社ジャックスへの保証料が必要となりますが、ご融資利率に含まれていますので別途お支払の必要はありません。
12. 手数料	条件変更をされる場合には当金庫所定の手数料が必要です。
13. ご用意いただくもの	<p>① 返済用普通預金口座（総合口座）のお届け印</p> <p>② ご本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証をお持ちの方 運転免許証</li> <li>・ 運転免許証をお持ちでない方 個人番号カード、健康保険証、パスポート、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか</li> </ul> <p>※ 健康保険証をご提示の場合は、他に住民票抄本や公共料金の領収書等もご用意ください。</p> <p>㊦ 日本国籍以外の方は本人確認書類に加え、下記の書類をご用意ください。 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等</p> <p>※ 「WEB完結型」は運転免許証やパスポート等の顔写真付ご本人確認書類をお持ちであることが条件となります。</p> <p>③ 年収確認書類（融資金額300万円以下は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得者の方 公的所得証明書、源泉徴収票</li> <li>・ 自営業者の方 納税証明書（その2）、確定申告書（税務署等の文書收受印あるもの）</li> </ul>

	<p>④ 資金使途確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学に必要な資金の場合 合格証明書、納付書、進学する学校からの入学案内等、進学することが確認できる書類</li> <li>・ 在学に必要な資金の場合 学生証、在学証明書、納付書等、在学していることが確認できる書類</li> <li>・ 支払済み資金の場合 3ヵ月以内に発行された領収書</li> <li>・ 借換え資金の場合 融資残高確認書類、直近6ヶ月以内に返済遅延が無いことを確認できる書類</li> </ul>
<p>14. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>&lt;苦情処理措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引店または事務管理部（9時～17時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。</li> </ul> <p>&lt;紛争解決措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9時～17時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。</li> <li>・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> <li>・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
<p>15. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・ 審査過程でご提出いただきました書類等はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・ WEB完結型でお申込みいただいても、ご融資条件によっては来店型でのお手続きとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・ 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合があります。</li> <li>・ その他の詳細については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせください。</li> </ul>